

平成31年 3月15日

第837号

愛 媛 労 働

https://www.pref.ehime.jp/h30500/e_roudou/30index.html
愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課



平成最後!! えひめ子育て応援リーダー企業コンテスト受賞企業

平成31年2月5日(火)に開催された働き方改革促進セミナーにおいて、えひめ子育て応援リーダー企業コンテスト授与式を行いました。

8回目となる今回は、愛媛県知事賞に株式会社日本エイジェント、一般社団法人愛媛県法人会連合会会長賞に社会福祉法人Signが選ばれました。

受賞された皆様、おめでとうございます!



愛媛県知事賞



株式会社日本エイジェント (松山市)

- 事業内容：不動産業・FC本部
- 常用労働者数：162名(男性117名、女性45名)
- 取組内容

出産や育児休業、職場復帰についての相談窓口の設置、育児休業・子育て経験者との懇談会、育児経験のある女性社員に対するアンケート、男性社員の育児休業体験記の作成など、社員の声を活かし、育児と両立しながら働くことができる職場環境づくりを積極的に展開し、男女ともに育児休業を取得している。その他にも、アンバーサリー休暇制度やテレワークの実施など、意欲的な取組みが多く見られる。



一般社団法人愛媛県法人会連合会会長賞



社会福祉法人Sign(今治市)

- 事業内容：障がい福祉サービス業
- 常用労働者数：35名(男性10名、女性25名)
- 取組内容

子の看護休暇を有給化することで、安心して制度が利用できるようになり、男女ともに制度利用に結び付いている。また、職場内の情報共有を図り、別のスタッフでも対応できる体制を整えることで、育児や介護の有無にかかわらず、休暇が取得しやすい風土の醸成に尽力している。短時間正社員制度や在宅勤務制度の導入等、多様な働き方に対応した職場づくりにも積極的に取り組んでいる。



目 次

○平成最後！えひめ子育て応援リーダー企業コンテスト受賞企業	1
○第30回技能グランプリ	2
○平成30年労働組合基礎調査の結果概要について	2
○えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度	4
○メールマガジン「労働えひめ」読者募集中!	4
○えひめ子育て応援企業2月の認証企業のご紹介	5
○2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます	5
○仕事と介護の両立のために	6
○労働委員会の窓	6

第30回技能グランプリ

馬越崇永選手 金賞おめでとうございます！

熟練技能者が技能の日本一を競う技能競技大会「第30回技能グランプリ」が、平成31年3月1日（金）から4日（月）まで、兵庫県等で行われ、愛媛県からは、4名の選手が出場しました。

競技の結果、3名の選手が入賞され、中でも、家具職種の馬越崇永選手が、初出場で見事、金賞を受賞されました。

誠におめでとうございます！



競技職種	氏名	所属事業所	競技結果
家具	馬越 崇永 <small>うまこし たかひさ</small>	カグマ製作所	金賞（1位）
フラワー装飾	高智 美乃 <small>こうち みの</small>	花翠	銅賞
旋盤	長野 孝昭 <small>ながの たかあき</small>	愛媛県立松山工業高等学校	敢闘賞
日本料理	清水 源啓 <small>しみず もとひろ</small>	㈱ホテル葛城 花ゆづき	

～平成30年労働組合基礎調査の結果概要について～

県下労働組合におかれましては、先般実施した平成30年労働組合基礎調査に御協力いただきありがとうございます。集計結果がまとまりましたので、お知らせいたします。

平成30年6月30日現在における労働組合数は534組合、労働組合員数は77,633人で、前年に比べて、労働組合数は9組合の減(1.7%減)、労働組合員数は225人の増加(0.3%増)。

産業別では、「製造業」が最も多く18,405人(全体の23.7%)と全体の約4分の1を占め、次いで「サービス業」15,252人(同19.6%)、「卸売・小売業」12,386人(同16.0%)、「金融・保険業」7,556人(同9.7%)。

対前年差で増加幅が大きかった産業は、「製造業」546人増(対前年比103.1%)、減少幅が大きかった産業は、「卸売・小売業」316人減(同97.5%)。

組合規模別の労働組合数では、組合員数299人以下規模が471組合(全体の88.2%)で全体の約9割。労働組合員数では、1,000人以上規模が25,355人(全体の32.7%)と全体の約3割を占め、次いで500～999人規模が11,899人(同15.3%)、300～499人規模が11,512人(同14.8%)。

女性の労働組合員数は24,679人で、前年に比べ813人減(3.3%減)。

○労働組合数、労働組合員数及び推定組織率の推移

年	労働組合数			労働組合員数			推定組織率 (県内)	推定組織率 (全国)
		対前年差	対前年比		対前年差	対前年比		
平成26年	564	△1	△0.2	79,993	△2,118	△2.6	14.9	17.5
27	557	△7	△1.2	78,723	△1,270	△1.6	14.5	17.4
28	548	△9	△1.6	77,888	△835	△1.1	14.2	17.3
29	543	△5	△0.9	77,408	△480	△0.6	13.9	17.1
30	534	△9	△1.7	77,633	225	0.3	13.7	17.0

なお、詳しいデータはHPに掲載しております。

[愛媛県 労働組合基礎調査](#)

[検索](#)

当調査は平成31年も実施される予定ですので、引き続き調査に御協力をお願いします。

広告



全労済の住まいる共済

火災共済・自然災害共済

風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

ZENROSAI NEWS



台風・大雨・地震など 自然災害にもしっかり備えましょう

自然災害共済の加入をおすすめします。

※自然災害共済のみのご加入はできません

月払掛金 **1,550円**

標準タイプ

600円+950円
火災共済 自然災害共済

火災共済・自然災害共済【標準タイプ】にそれぞれ住宅:50口・家財:50口加入の場合

被害の内容	火災共済加入のみの保障額	自然災害共済をプラスした保障額
火事で全焼したとき	1,000万円	1,000万円
地震で全壊・全焼したとき	なし	200万円
風水害で全壊・流失したとき	300万円	800万円

ホームページから簡単お見積もり!

<http://www.zenrosai.coop>



最大7問の質問で
簡単試算できます



とにかく素早く、
簡単に掛金を知りたい方はこちら

👉 クイック試算

お問い合わせ・資料のご請求は

全労済愛媛推進本部

(愛媛県共済生活協同組合)

〒790-8513 松山市辻町 1-1

TEL 089-923-6031

営業時間: 平日 9:00~17:00

(土・日・祝は休み)

保障のことなら

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいで組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

3818B005

※ここに記載されている内容は共済商品の概要を説明したものです。詳細についてはパンフレット等をお取り寄せのうえ、ご確認ください。

平成30年度愛媛県勤労者福祉資金貸付

広告

お申込み・お問い合わせは、愛媛県内の四国ろうきん各支店へ!



「勤労者福祉資金」は、愛媛県が四国労働金庫と共同で設けた、勤労者の生活における様々な資金需要に応える低利の融資制度です。ぜひご利用ください!

- 育児・介護支援資金…育児又は介護のために必要となる資金
- 自己啓発支援資金…余暇活動費用(レジャー、ボランティア、リフレッシュ等)、転職準備における自己啓発費用、資格取得の研修費用、これらに伴う機器購入費用、研修旅行にかかる費用等本人の自己啓発に際して必要となる資金
- 離職者緊急生活資金…離職によって、本人又は離職者が扶養する者の生活のために必要となる資金
- 教育資金…本人又は本人の扶養親族が、教育を受けるために必要となる資金
- 結婚支援資金…結婚予定の者又はその親が、結婚のために必要となる資金

ローンセンターは土・日曜日も営業

徳島北ローンセンターは土曜日の営業をしておりません。
(土・日曜日の営業時間:AM10:00~PM5:00)

店頭・インターネットホームページで、ご返済の試算ができます。

<http://www.shikoku-rokin.or.jp>

四国ろうきん

検索

くわしくはお近くの“ろうきん”へご相談ください。

781-2018-017



平成31年4月1日スタート！

「えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度」

「えひめ子育て応援企業認証制度」が、仕事と育児に加え、介護等の家庭生活が両立しやすい職場環境づくりに取り組む企業を認証する「えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度」に生まれ変わります！

えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証とは？

対 象

- 対象：県内に本社又は主たる事業所を有する常時雇用労働者数300人以下の法人等
- 認証の有効期限：申請に係る一般事業主行動計画の終期まで

認証基準

えひめ仕事と家庭の両立応援企業

- 次世代法の一般事業主行動計画の策定、届出、公表、周知
- 規定整備（育児・介護との両立支援制度、ハラスメントの禁止）
- 企業の取組姿勢の明示（代表者メッセージの提出）

仕事と介護の
両立支援を追加
するけん！



えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業【上位認証】

えひめ仕事と家庭の両立応援企業の認証基準に加えて、

- 育児又は介護との両立支援の取組実績（いずれか2つ）
 - ・男性の育児休業取得
 - ・女性の育児休業取得率75%以上
 - ・育児・介護休業法の水準を上回る育児のための制度利用
 - ・介護休業又は介護休暇の取得
 - ・育児・介護休業法上努力義務である介護のための制度の規定整備
- 働き方の見直しの成果目標の設定（いずれか1つ）
 - ・所定外労働の削減
 - ・年次有給休暇の取得促進
 - ・育児、介護、治療など労働者の事情に応じた多様な労働条件の整備

認証メリット

- ・県ホームページでの企業名の掲載
- ・求人票への記載
- ・認証マークを活用したPR
- ・提携金融機関の低利融資制度の利用



問い合わせ先・認証申請窓口

愛媛県労政雇用課 電話：089-912-2500 FAX：089-912-2508

E-mail：rouseikoyou@pref.ehime.lg.jp

メールマガジン「労働えひめ」、読者募集中～！

メールマガジン「労働えひめ」は、県が労働関係の最新情報をお届けしているメールマガジンです。労働者福祉、職業訓練、技能振興、雇用対策、就労支援などの情報をタイムリーに配信しております。

気になる情報には、リンク先からより詳しい情報が得られるので、便利です！ぜひ読者登録をよろしくお願いいたします。

【配信日】毎月20日頃

【配信登録】https://www.pref.ehime.jp/h30500/e_roudou/roudouehime.html



えひめ子育て応援企業 2月の認証企業のご紹介

ゴールド企業1社、応援企業3社を新規認証！

愛媛県では、仕事と育児が両立できる職場環境づくりに取り組む中小企業を「えひめ子育て応援企業」に認証しており、2月は子育て応援ゴールド企業(※)新規1社、更新2社、子育て応援企業新規3社、更新3社を認証しました。

人材の確保・定着を図るため、働きやすい職場環境づくりに取り組んでみませんか？



【認証メリット】

- ・ 認証マークを活用したイメージアップ
- ・ 求人票や会社説明会でのPR
- ・ 従業員のモチベーションアップ

【認証取得サポート窓口】

働ナビえひめ

(愛媛県働き方改革包括支援プラザ)

TEL 089-915-3260

【制度のお問い合わせ】

愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課

TEL 089-912-2502

<えひめ子育て応援ゴールド企業>

【新規】

認証番号	企業名	所在地
19	株式会社西電	西条市

【更新】

認証番号	企業名	所在地
3	社会福祉法人泰斗福祉会	松山市
10	きくそのケアパーク株式会社	宇和島市

<えひめ子育て応援企業>

【新規】

認証番号	企業名	所在地
641	TMTミオカ株式会社	松山市
642	株式会社アイアイエー	松山市
643	コンテックス株式会社	今治市

【更新】

認証番号	企業名	所在地
514	株式会社スタジオ千歳	西条市
517	四国竹林塗装工業株式会社	新居浜市
542	株式会社タスク	松山市

※えひめ子育て応援ゴールド企業…えひめ子育て応援企業の認証基準を満たした上で、育児休業取得等の取組実績があり、働き方の見直しに取り組んでいる企業。

事業主の皆さまへ

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます

① 時間外労働の上限規制が導入されます！

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

② 年次有給休暇の確実な取得が必要です！

施行：2019年4月1日～

使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

③ 正社員と非正規社員間の不合理な待遇差が禁止されます！

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

同一企業内において、正社員と非正規社員（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

仕事と介護の両立のために

高齢者人口の増加とともに、介護保険制度上の要介護認定者数は増加しております。

介護者は、とりわけ働き盛り世代で、企業の中核を担う労働者であることが多く、また、介護は育児と異なり突発的に問題が発生することや、介護を行う期間・方策も多種多様であることから、仕事と介護の両立が困難となることも考えられます。

このため、「仕事」と「介護」の「二者択一構造」を解消し、労働者が安心して働くことのできる就業環境を整備することが不可欠になります。

育児・介護休業法では、**介護休業、介護休暇、所定外労働の免除、時間外労働・深夜業の制限、所定労働時間の短縮等の措置**など様々な制度を定めています。

<制度の内容や規程整備について何かわからないことがありましたら、下記までご相談ください>

問 い 合 わ せ 先 愛媛労働局 雇用環境・均等室

電 話 番 号 089-935-5222

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

労働委員会の窓

(2月分)

1 会議関係

○ 2月4日

四国地区労働委員会公益委員連絡協議会（徳島県）

「定年退職後再雇用と同一労働同一賃金について」など3件

○ 2月8日

第1280回公益委員会議

「30年（不）第1号事件について（第2回合議）」など2件

○ 2月22日

第1163回労働委員会総会

「愛媛県労働委員会委員のあっせん員候補者の委嘱等について」など7件

第1281回公益委員会議

「31年（不）第1号事件の申立てについて」など3件

2 集団的労使紛争関係

○ 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労組法7条該当号	申立内容	終結状況
30年（不） 第1号	運輸業 郵便業	H30.2.14	3	支配介入禁止	係属中
31年（不） 第1号	教育、学習 支援業	H31.2.19	1, 2	不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示	係属中

3 個別的労使紛争関係

○ 労働相談

	相談者数	相談件数
2月	10	13
累計（4月～）	300	422

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

雇用のトラブルまず相談

相談・あっせん

無料

解雇、賃金切下げ、パワハラなど職場のトラブルで困っていませんか？

労働委員会は、労働相談＆あっせん等を行っている公正・中立の行政機関です。

労働問題の専門家である経験豊富な労働委員会委員が話し合いによる円満解決をサポートします。

愛媛県労働委員会

電話 089-912-2996（直通）
【月～金（祝日・年末年始を除く）8:30～17:15】

◇労働委員会ホームページアドレス（URL） <https://www.pref.ehime.jp/tiroui/>